

大分県部落史研究会の活動計画について

——研究会へのご理解とご協力を——

神 崎 信 博

五八年三月三日に大分県部落史研究会が発足しました。本研究会は、大分県並びに関係市町村、部落解放同盟大分県連合会などのご支援、ご協力を得て成ったものであります。

会の目的は「大分県を中心として、被差別部落の生成や実態、部落解放運動の歩み、『同和』教育運動の発展等にかかわる史実を調査、研究し、その成果を広く県民のものとする」ことよって、部落の完全解放に寄与すること（会規約第1条）にあります。

つまり、部落史にかかわる資史料の調査、研究をとおして部落問題の本質的な課題を明らかにしていく中から、部落の完全解放への方向を探り出していくと共に、これら成果については『機関誌』の刊行等により、部落の完全解放に向けて広く県民への啓発を進めていきたいと考えているところであ

ります。

ご案内のとおり、これまで本県においては、一部の個人的な、或は地域的な研究を除いて、この種の本格的な調査、研究は殆んど手つかずの状態にあったといっても過言ではないでしょう。

それだけに、この難事業を推進していくにあたっては、部落の完全解放にご理解くださる多くの会員の方々の、積極的な参加はもとより、いわれなき差別に苦しむ被差別部落の方々のご協力なくしては目的達成のできないことでもあります。

大分県地方史研究会に結集される会員の皆様には、大分県部落研究会のこうした目的や性格と、次に紹介する本研究会の資料調査を中心とした活動計画についてご理解くださると共に、部落史研究会の会員として専門家の立場からご指導、

ご協力くだされば幸いに存じます。

◎活動計画概要

I 活動方針

1 基本的な方針

- (1) 部落史研究の視点を次のように設定して進める。
 - ・ 部落の完全解放の方向をさぐる。
 - ・ 「同和」教育の課題を明らかにしていく。
 - ・ 事実の積み重ねによって、客観性、科学性のあるものとする。

・ 社会史、民衆史の掘り起こしによって、被差別部落大衆の歴史的な歩みを明らかにする。

・ 「差別と貧困の歴史」に終ることなく、「生産と労働の歴史」を大切に作る。

なお、これら視点の根底には、「全国的な視野で地域を見る立場」と、「地域の個人的なものを見る立場」を併せてふまえない。

(2) 多様な資史料の調査・研究により、被差別部落の歴史的な歩みを解明する。

(3) 部落史の解明をとおして部落の完全解放に寄与する。

2 具体的な方針

(1) 被差別部落の生きた姿を浮きぼりにするため、多面的な資史料の収集をはかる。

(2) 機関誌の刊行により、部落史研究の視点を明らかにする。

(3) 会員および機関誌購読者の拡充をはかる。

(4) 会員の研修を深める。

(5) 地区研究会およびブロック研究会の発表を呼びかける。

II 主な事業

1 資史料の調査・研究、収集・保管を行う。

2 研究会・研修会を開催する。

3 機関誌を刊行する。

4 その他

III 資史料調査について

1 史料調査

(1) 調査の趣旨

広く県内外に散在する部落史関係の諸資料について、現地調査を実施することにより、必要資史料の収集を図る。

これら資料の収集を通して、部落の実態を正しく把握すると共に、部落のおかれてきた社会的な足どりや差別との闘いの歴史を明らかにすることによって、部落問題の正しい認識を深めることに寄与したい。

(2) 調査の内容および方法

文書・記録・書物・絵図・地図等の文献資料をはじめ、木簡・金石文など部落史研究にかかる全ての資料を、概ねつぎの視点から撮影、複写、筆写（解読を含む）等の方法により調査・収集する。

- ・部落の生成史にかかわるもの
- ・部落の形成史にかかわるもの
- ・部落解放運動史にかかわるもの
- ・部落解放闘争史にかかわるもの
- ・「同和」教育史にかかわるもの

(3) 調査の期間

一九八三年度から一九八六年度までの予定

(4) 調査の要領

調査員は原則として所属する調査ブロック（ブロックについては省略）を対象に、上記資料について調査・収集を行

い、成果については別紙調査票（略）を添えて報告するものとする。

なお、場合によっては、資料の所在や内容等について事務局に対し情報の提供をすることで可とする。

(5) 調査員

当面全ての会員を調査員とする。

2 部落民俗調査

(1) 調査の趣旨

大正期を中心とした衣・食・住・生産・信仰など生活様式や伝承等にかかわる聞き取り調査を実施することにより、古文書・古記録等では限界のある被差別部落大衆の生きた姿を掘り起すと共に、抑圧と闘ってきた大衆の生きざまを明らかにすることによって、足元の部落史の解明に供する資料の収集を図る。

(2) 調査の内容および方法

調査にあたっては、大分県教育委員会が作成した「大分県民俗文化財分布調査要項」等を参考に、次の事項について、聞き書き、録音、撮影等の方法により聞き取り調査を実施

し、別紙調査票（略）を作成する。

・地区総観

・調査地区要図

・住

・食

・衣

・生産（A）―農耕

・生産（B）―漁撈

・運搬・交易

・社会生活（A）―年令集団・信仰的講集団

・社会生活（B）―相続・隠居・分家等

・信仰

・人の一生（A）―産育・婚姻

・人の一生（B）―葬送・墓制

・年中行事

(3) 調査期間

一九八三年度から一九八五年度までの予定

(4) 調査地

本年度は県北五・県中二、県南一の八カ所

(5) 調査員

省略

3 聞き取り調査

(1) 調査の趣旨

部落問題を解消するためには、部落問題の本質をはっきりさせ、問題の所在に対する正しい認識を深めることが何より必要であるといえます（『入門部落の歴史』）。

そのためには、部落の実態を正しく把握するとともに、これまで部落のおかれてきた社会的な足どり、また、差別との闘いの歴史を明らかにすることが重要である。

こうした試みの中から、先人の生活、生きざま、闘いの歴史を解明し、これを原点にすることによって、今後における部落の完全解放の指針も得られるのではないかと考えます。

本研究会では、近い将来に予定される大分県部落解放史（仮題）の編さんに備えて、部落史にかかわる古文書・古記録等の文献資料をはじめ民俗資料等の収集を行っています。

しかし、これら資料の収集には限界があるだけでなく、前記資料のみでは社会の底辺で力強く生きた部落の生き

ざまを明らかにし得ない。

そこで、本調査は、部落の人たちが直接に、場合によっては伝え聞き等間接に体験している事件、事象についての聞き取りを実施することによって記録には表われない、いわば生きた資料を得ようとするものであります。

(2)調査の内容および方法

本調査にあたっては、地域の実態をふまえる中で全県的な取り組みをすることにより、後に予定される資料分析にたえ得る有機的で系統的な資料の収集をはかりたいと考える。

そのため、調査項目は、全県的に採訪できる周知の事件、事象等に関する項目と特定の地域の限定される項目に分け、前者を共通調査項目、後者を選択調査項目とします。

調査員に、別紙共通調査項目（略）の中から一つを選び、聞き書き、録音等の方法で調査を実施するとともに、併せて調査する。

(3)調査期間

一九八三年度から一九八五年度までの予定

(4)調査地

本年度は県北三、県中二、県南二の七カ所

(5)調査員

省 略

大分県部落史研究会事務局

大会予告!!

昭和五九年度の大分県地方史研究会の大会・総会を、左記の日程で開催いたします。知友おさそいあわせの上、多数ご参集下さい。

なお当日午前中に会員の研究発表を行ないます。ご希望の方は事務局まで五月一日までに申し込み下さい。希望者多数の場合はおことわりすることがございます。

記

一 日時 昭和五九年五月一三日（日）一〇時

一 場所 大分県市町村会館大ホール
（大分市大手町県庁裏）

会員研究発表（一〇時～一二時 一人二〇分）

総会（一三時～一三時四〇分）

公開講演 未 定